

第 22 回統計データの二次的利用促進に関する研究会（5 月 31 日開催） における主な意見と対応方針

議題 1 オンサイト利用に係る検討経緯と今後の進め方

<主な意見> ※「⇒」は対応方針

- ・「リモートアクセス」という名称を使うと、自分の研究室から利用できると誤解を招く。「オンサイト利用（リモートアクセスによる）」など、表現を工夫する必要。
⇒「リモートアクセス」を削除して単に「オンサイト利用」とし、ガイドライン冒頭の定義規定で、既存のガイドラインの「オンサイト利用」とは異なる旨明記して、紛れをなくす（対応済み）。
- ・既存型は継続するのか？
⇒中長期的課題として、本格運用の状況を見ながら判断。

議題 2 リモートアクセス型オンサイト利用に係る統計法第 33 条の運用に関するガイドライン（試行運用版）（案）について

<主な意見>

- ・「持ち出し」という名称について、実際には機械から取り出すのではなく、後日データが送付される。持ち出しという概念ではないし、リスクにも聞こえる。
⇒ガイドラインにおいて「分析結果等のチェック」という名称に変更（対応済み）。
- ・不適切利用に対する処置は、名前を公表するのが一番効く。
⇒ペナルティとしての氏名公表については、法律の留保の原則や個人情報保護、名誉毀損といった懸念があり、ハードルが高い。現在の 1～12 か月の提供禁止措置では効果が低い場合には、科研費の不正行為者に対する応募制限期間（1～10 年）なども参考に検討したい。
- ・利用期間終了後、プログラムやログファイルを保存しておくことが、ねつ造等のトラブル対応として重要。
⇒プログラムをアーカイブして共有する構想があり、その検討状況も見つつ検討。
- ・監視カメラのデータなども証跡データとして保存して、利用者に周知する必要。
⇒3 年保存とする方向（資料 1 別紙 2 参照）。

議題3 オンサイト施設基準について

<主な意見>

- ・シンククライアント方式用のUSBは、持ち出せないと決めた方がいい。
⇒オンサイト施設基準の中で、オンサイト施設管理者において管理を徹底するよう記載。
- ・一般に、研究者はRなどを使った時に結果が出るログを研究室に持ち帰って分析すると思われるが、これまでその都度持ち出し審査をするのか。
⇒試行運用期間においてはその都度審査を行うこととし、運用上の課題等を踏まえて検討。

議題4 持ち出し審査の観点について

<主な意見>

- ・ESSNet SDCの基準（第22回の資料6）ではクレームがつく。これは標準審査用とし、当てはまらない場合に個別審査を実施してはどうか。
⇒試行運用期間中は、ESSNet SDCの基準を参考に作成した基準（資料3-2）による内容確認を行うこととし、これに当てはまらず専門家の判断が必要とみなされる場合は、専門家による諾否判断を行う。